

公共事業の事業評価書

(国営土地改良事業等の完了後の評価)

平成 2 6 年 8 月

農林水産省

1 政策評価の対象とした政策

農林水産省政策評価基本計画（平成22年8月10日農林水産大臣決定）に基づき、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、事業完了後おおむね5年を経過した総事業費10億円以上の地区を対象として評価を実施した。

事業名	評価実施地区数
国営かんがい排水事業	8
（うち畑地帯総合土地改良パイロット事業）	（1）
国営農用地再編整備事業	1
国営総合農地防災事業	2
合 計	11

なお、具体の地区名は以下のとおりである。

【国営かんがい排水事業】

いしかり（北海道）、芽室^{めむろ}（北海道）、別海^{べつかい}（北海道）、会津宮川^{あいづみやかわ}（二期）（福島県）、
芳賀台地^{はがだいち}（栃木県）、大淀川左岸^{おおよどがわ さがん}（宮崎県）、大淀川右岸^{おおよどがわ うがん}（宮崎県）

【畑地帯総合土地改良パイロット事業・国営かんがい排水事業】

天塩平原^{てしおへいげん}・雄信内^{おのぶない}（北海道）

【国営農用地再編整備事業】

豊北^{ほうほく}（山口県）

【国営総合農地防災事業】

石狩川愛別^{いしかりがわあいべつ}（北海道）、男鹿東部^{おがとうぶ}（秋田県）

2 政策評価を担当した部局及びこれを実施した期間

（1）政策評価を担当した部局

本評価については、地方農政局等（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局）において実施した。

また、各事業地区ごとの担当部局は別表1のとおりである。

（2）政策評価実施期間

平成25年4月から平成26年8月（調査期間を含む。）

3 政策評価の観点	国営土地改良事業等の完了後評価については、事業の効率性や事業実施過程の透明性の確保を図る観点から、事業完了後一定期間経過後に、事業の実施過程等を踏まえた評価を行い、事業の在り方の検討、事業評価手法の改善等を行うこととしている。 具体的には、各事業地区ごとに以下に掲げる項目について点検を行い、これらに基づき、事業の必要性、効率性、有効性等の観点から評価を行った。 ① 社会経済情勢の変化 ② 事業により整備された施設の管理状況 ③ 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化 ④ 事業効果の発現状況 ⑤ 事業実施による環境の変化 ⑥ 今後の課題等
4 政策効果の把握の手法及びその結果	政策効果については、地方農政局等において、上記の点検項目に則し農林水産統計資料等の収集・分析、受益農家・地域住民へのアンケート・聞き取り調査及び現地調査等により基礎資料を作成し、把握を行った。 また、費用対効果分析は、総費用総便益比方式により行った。 なお、各事業地区ごとの評価結果については、「地区別評価結果」のとおりである。
5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	評価に当たっては、地方農政局等において、学識経験者等で構成する事後評価技術検討会（以下「技術検討会」という。）を設置し、委員による現地調査を行った上で審議を行い、技術的・専門的見地から意見を聴取し、その意見を踏まえて評価の客観性及び透明性の確保を図った。 技術検討会委員名簿は別表2のとおりである。 また、各事業地区ごとの技術検討会の意見は、「地区別評価結果」に記載している。
6 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	本評価を行う過程において使用した資料は、基礎資料、技術検討会説明資料及び関係団体への意見聴取結果であり、資料に基づき評価した内容を「地区別評価結果」に集約している。 「地区別評価結果」は、農林水産省のホームページにおいて公表している。 また、技術検討会で使用した資料、議事概要及び議事録は、各地方農政局等のホームページにおいて公表している（ホームページアドレスは別表3のとおり）。
7 政策評価の結果	政策評価の対象とした全ての事業地区（11地区）について、各地区とも事業の目的に応じた効果の発現が認められたが、一部の地区においては事業効果を十分発現させる観点から関連事業の円滑な推進が必要等との課題も確認されている。 なお、各事業地区ごとの「評価結果の概要」は別表4、「今後の改善方針」は別表5のとおりである。

政策評価担当部局一覧表

事業名	地区名	都道府県名	担当部局
1 国営かんがい排水事業	いしかり	北海道	北海道開発局
	芽室	北海道	
	別海	北海道	
	会津宮川（二期）	福島県	東北農政局
	芳賀台地	栃木県	関東農政局
	大淀川左岸	宮崎県	九州農政局
	大淀川右岸	宮崎県	
2 畑地帯総合土地改良パイロット事業・国営かんがい排水事業	天塩平原・雄信内	北海道	北海道開発局
3 国営農用地再編整備事業	豊北	山口県	中国四国農政局
4 国営総合農地防災事業	石狩川愛別	北海道	北海道開発局
	男鹿東部	秋田県	東北農政局

（注）本評価の総括を担当する部局は農村振興局整備部土地改良企画課である。

技術検討会委員名簿

局名等	氏 名	専門分野	所 属	備考
北海道 開発局	岡村 俊邦 紺野 裕乃 長澤 徹明 中原 准一 波多野 隆介 森 久美子	環 境 社会資本 農業土木 農業経済 農 学 作 家	北海道科学大学空間創造学部教授 北海道開発技術センター調査研究部上席研究員 北海道大学名誉教授 札幌大谷大学社会学部教授 北海道大学大学院農学研究院教授 作家・エッセイスト	委員長
東北 農政局	阿部 雅良 岩崎 由美子 北辻 政文 小山 厚子 角田 毅 谷口 吉光	農業生産 農村社会 農業土木 消費流通 農業経済 農村環境	有限会社ダイアファーム代表取締役 福島大学行政政策学類教授 宮城大学食産業学部教授 小山編集室主宰（フリー記者） 山形大学農学部准教授 秋田県立大学生物資源科学部教授	委員長
関東 農政局	石野 榮一 川口 良子 河野 英一 佐々木 隆 松井 宏之	マスコミ 地域づくり 農業土木 農業経済 環 境	十文字学園女子大学21世紀教育創生部特任教授 合同会社デザイン・アープ代表 日本大学生物資源科学部教授 信州大学農学部教授 宇都宮大学農学部教授	委員長
中国四国 農政局	池田 賀津彦 石丸 賢 井上 憲一 永井 明博 中道 仁美	経 済 マスコミ 農業経済 農業土木 農村社会	(公社)中国地方総合研究センター常務理事 中国新聞社論説委員 島根大学生物資源科学部准教授 岡山大学大学院環境生命科学研究科教授 愛媛大学農学部准教授	委員長
九州 農政局	古賀 倫嗣 田中 三恵子 中野 芳輔 能本 美穂 豊 智行	社 会 消費生活 農業土木 経 済 農業経済	熊本大学教育学部教授 熊本県消費者団体連絡協議会会長 九州大学名誉教授 (公財)九州経済調査協会研究主査 鹿児島大学農学部准教授	委員長

問合せ先及びホームページアドレス

【農林水産省 問合せ先】

全	体：農村振興局 整備部 土地改良企画課 事業効果班 渡邊、齊藤 T E L 代表 03-3502-8111 (内線5474) 直通 03-6744-2191 ホームページアドレス http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/index.html
---	--

【地方農政局等問合せ先】

地 区 名	地方局名等	問 合 せ 先	
		担 当 窓 口	担当者名
会津宮川（二期） 男鹿東部	東北農政局	農村計画部 土地改良管理課 代表 022-263-1111 直通 022-221-6252 http://www.maff.go.jp/tohoku/nouson/zigohyouka/zigohyoukatop/zigohyouka.html	石岡(内線4126) 田中(内線4126)
芳賀台地	関東農政局	農村計画部 土地改良管理課 代表 048-600-0600 直通 048-740-0505 http://www.maff.go.jp/kanto/nouson/tochi/jigyohyouka/index.html	太田(内線3421) 高田(内線3435)
豊北	中国四国農政局	農村計画部 土地改良管理課 代表 086-224-4511 直通 086-224-9410 http://www.maff.go.jp/chushi/kyoku/jigyohyoka/mokuji.html	宿野(内線2533) 光井(内線2545)
大淀川左岸 大淀川右岸	九州農政局	農村計画部 土地改良管理課 代表 096-211-9111 直通 096-211-9659 http://www.maff.go.jp/kyusyu/keikaku/jigyohyouka/jigyohyouka.html	内田(内線4642) 甲斐(内線4650)
いしかり 芽室 別海 天塩平原・雄 信内 石狩川愛別	北海道開発局	農業水産部 農業計画課 代表 011-709-2311 直通 011-700-6791 http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_nogyo/jigyohyoka/index.html	三野(内線5513) 高井(内線5515)

平成26年度 国営土地改良事業等事業評価（完了後の評価）
評価結果概要一覧

事業名及び地区名	評価結果概要
国営かんがい排水事業 いしかり	本事業及び関連事業の実施により、石狩川の塩分濃度上昇による取水停止期においてもかんがい用水の供給が行われることで、干害被害が防止され、水稻の安定生産が図られた。また、排水改良により湛水及び過湿被害の解消が図られ、農業経営の安定に寄与している。 さらに、いしかり調整池の周辺は、散策路などとして地域住民に利用されており、生活環境の向上にも寄与している。
国営かんがい排水事業 芽室	畑地かんがい施設の整備及び排水改良が行われたことから、農作物の単収の向上、農作業の効率化が図られ、広域ブランドや地域団体商標を導入した産地化が促進されるなど、地域農業の振興や農業経営の安定に寄与している。 一方、土地利用の変化や、農地流動化に応じた水利用、整備手法を検討する必要がある。
国営かんがい排水事業 別海	本事業及び関連事業の実施により、用水不足や排水不良等の農業被害が解消されたことから、農作物の単収の向上、農作業の効率化及び家畜ふん尿の有効利用による肥料投入量の節減が図られ、農業経営の安定に寄与している。 また、家畜ふん尿の有効利用が行われるとともに、水質浄化機能等多面的な機能を有する農業用排水施設が整備されたことから、河川・湖沼等の水質負荷の軽減が図られ、環境保全型農業の推進に寄与している。 さらに事業実施を契機に、地域内においてTMRセンターが設立され、コントラクター組織も増加するなど、農業経営の効率化が図られている。
国営かんがい排水事業 会津宮川（二期）	本事業及び関連事業の実施により、農業用水の安定供給やほ場の大区画化、乾田化が図られ、農業生産性の向上や営農の合理化が図られている。今後も本事業及び関連事業で整備された農業水利施設について、関係機関が連携し、適切な管理・計画的な更新を行い、長期にわたり施設機能を維持し、農業用水の安定的供給を行うことが重要である。また、小水力発電による売電収入が維持管理費の節減に大きな役割を果たしている。 なお、一部の畑地においては、給水スタンドを活用して、野菜や果樹への散水及び防除に農業用水が利用されている。今後は、関係機関が畑地かんがいの定着に向け、更なる啓発・普及を引き続き推進することが必要である。
国営かんがい排水事業 芳賀台地	本事業の実施により、畑地かんがい用水及び水田の補給水が安定的に確保され、農業用水の利用が可能となった地域では農業生産性の向上や農業構造の改善等が図られている。 一方で、本事業で確保した農業用水が有効に活用されていない地域があるため、十分な効果の発現に至っていない。

国営かんがい排水事業 大淀川左岸	本事業及び関連事業の実施により、農業用水の安定供給と産地形成の促進が図られ、水利用による作物選択の自由度も向上している。また、用水施設が整備されたことで営農の合理化が図られるとともに、農業用水を活用した環境にやさしい農業生産技術も推進されている。なお、関連事業のうち一部の県営事業は未着手であるものの、大部分の畑地では末端かんがい施設の整備が進んでおり、施設栽培のきゅうり、ピーマン、マンゴーなどの高収益作物への転換が見られる。 また、日向夏を原料としたジュース加工など6次産業化による地元雇用の創出や、ダム湖の水上スキー利用者と地域住民との交流など事業による波及効果が認められる。
国営かんがい排水事業 大淀川右岸	本事業及び関連事業の実施により、農業用水の安定供給と産地形成の促進が図られ、水利用による作物選択の自由度も向上している。また、用水施設が整備されたことで営農の合理化が図られるとともに、農業用水を活用した環境にやさしい農業生産技術も推進されている。なお、関連事業のうち一部の県営事業は未着手であるものの、大部分の畑地では末端かんがい施設の整備が進んでおり、施設栽培のきゅうり、きくなどの高収益作物への転換が見られる。 また、だいこんを原料とした漬物加工など6次産業化による地元雇用の創出や、企業（大手コンビニエンスストア）参入により新たな物流・販売ルートが開拓されるなど事業による波及効果が認められる。
畑地帯総合土地改良パイロット事業・国営かんがい排水事業 天塩平原・雄信内	本事業の実施により、畑地かんがい用水が確保されるとともに家畜ふん尿の効率的な農地還元が可能となったこと、未墾地の造成による大区画化が行われたことから、農作物の単収の向上、農作業の効率化及び肥料投入量の節減が図られ、農業経営の安定に寄与している。 また、肥培かんがい施設の整備により畜舎周辺環境が改善されるとともに、集水埋設方式の取水施設は、魚類等の水生生物の生息環境を保全している。 一方、農地流動化に応じた水利用、整備手法を検討する必要がある。
国営農用地再編整備事業 豊北	本事業の実施により、農用地の効率的土地利用と労働生産性の高い農業生産基盤が整備され、農用地の利用集積による経営規模の拡大、農業経営の合理化が図られているとともに、老朽ため池整備を一体的に施行したことにより、安定した用水の確保や災害の未然防止が図られている。 また、事業実施を契機とした地産地消の取組や都市農村交流、地域住民との共同による農業用施設の保全管理活動は、地域の活性化に寄与している。 さらに、農業生産基盤が整備されたことにより、耕作放棄地の発生が抑制され、営農活動を通じて、美しい農村景観や豊かな生態系が維持・保全されている。

国営総合農地防災事業 石狩川愛別	本事業の実施により、洪水被害の未然防止が図られ、農業生産の維持及び安定、併せて国土の保全に寄与している。 また、安定したかんがい用水の供給を継続し、水稻をはじめとする地域の農業生産の振興に寄与するとともに、頭首工の魚道設置により、魚類等の水生生物の生息環境の改善にも寄与している。
国営総合農地防災事業 男鹿東部	本事業の実施により、農業用水を確保するとともに、農作物被害及び農地災害が未然に防止され、農業生産の維持と農業経営の安定及び国土保全が図られている。今後も事業効果を継続的に発現させる観点から、著しく老朽化している用排水路の更新整備を早急に実施し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者の育成と農業後継者の育成・確保を着実に進めていく必要があるとともに、将来にわたって農地・施設を適切に管理・更新していくため、事業により整備された農業水利施設の役割・事業効果について、地域で広く理解して頂くための取組を継続していくことが重要である。 また、農業用排水路の更新に当たっては、中央干拓地から八郎潟調整池への汚濁負荷削減の検討を図るとともに、関係機関が連携し地域協働による環境保全活動や環境保全型農業による水質保全活動を継続・発展させていくことが重要である。

今後の改善方針

事 項	今後の改善方針
1 事業を契機とした農業経営安定化に向けた取組の推進 【対象事業】 国営かんがい排水事業 国営農用地再編整備事業	温暖な気候を活かし、多様な営農の展開を図ることができる水田については、裏作など通年の営農による耕地利用率の向上、WCS用稲等の地域振興作物の定着・拡大など、地域の水田フル活用ビジョンに沿った取組を進める必要がある。 また、畑については、付加価値の高い作物の導入や産地の維持・発展を図るため、畑作物実証圃の設置、畑地かんがい利用状況の把握と効果の検証、畑かんマイスター制度に認定された農業者が参画した効果的な実践例紹介とともに、担い手の法人化や経営の多角化への支援、加工・業務用野菜など新たな需要に対応する生産体制の再構築や加工機能の強化、商品ブランド力の向上など、総合的な畑地かんがい営農を推進していく必要がある。 土地利用の変化、農地流動化が進行している地域においては、今後、より有効な水利用のための水利施設の整備についての検討が望まれる。 農家所得の向上、農村地域の活性化等の観点から、加工品の開発といった6次産業化への取組等によって、販路の拡大や高付加価値化を推進する必要がある。 鳥獣害による深刻な農作物被害がある地域では、営農意欲の減退や耕作放棄地の発生を防止する観点からも、広域的な鳥獣害防止策の検討・実施が必要である。
2 担い手の育成・確保と農地集積 【対象事業】 国営かんがい排水事業 国営農用地再編整備事業	市町における農業の振興計画や「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」に基づき、意欲の高い農家や集落営農、農業生産法人等、農業用水を活用した効率的・安定的な経営体の育成に加え、新規就農者、新たな企業等の参入も進めていくことが必要である。 また、「農地中間管理機構」も活用し、それらの経営体への農地集積を更に推進していくことが重要である。 農林水産省が進める4つの改革である「農地中間管理機構の創設」、「経営所得安定対策の見直し」、「水田フル活用と米政策の見直し」、「日本型直接支払制度の創設」を活用しつつ、集落営農の法人化や担い手の育成・確保を図っていくことが必要である。

3 整備された施設の機能維持のための取組の推進 【対象事業】 国営かんがい排水事業 国営総合農地防災事業 国営農用地再編整備事業	長期にわたり施設機能を維持し、事業効果を継続的に発揮させるため、整備した農業用排水施設の機能診断を定期的を実施し、適時適切な補修・補強を行うとともに、ライフサイクルコストの低減に向けた計画的な更新整備を実施する必要がある。 今後は、農業従事者の高齢化や後継者不足がより一層進行することが懸念されることから、将来にわたって農業・農村の持つ多面的機能が発揮されるよう、日本型直接支払制度等を活用し、非農家を含めた地域住民が一体となって土地改良施設を適正に維持管理していくことが必要である。
4 事業効果の更なる発現に向けた関連事業の推進 【対象事業】 国営かんがい排水事業	末端整備を行う関連事業の進捗を図るため、畑地かんがい営農の啓発・普及を進めていくことが重要である。 農業用水を活用した営農の振興に向け、意欲の高い農家や集落営農、農業生産法人等を中心に、畑地かんがいの有効性について更なる啓発を行うとともに、「重点推進地区」においては、農業用水を活用した営農の定着と効果の実証により地区内への整備意欲の波及を図っていく必要がある。
5 事業を通じた環境保全への取組 【対象事業】 国営かんがい排水事業 国営総合農地防災事業	地域資源である家畜ふん尿の有効利用と地域環境を保全するために、釧路・根室地域で進められている国営環境保全型かんがい排水事業を計画的に進めていく必要がある。（別海） 中央干拓地から八郎潟調整池への汚濁負荷の削減を図るための検討や、地域協同による環境保全活動や環境保全型農業による水質保全活動等のソフト対策を、関係機関が連携して推進していくことが重要である。（男鹿東部）